原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の修正について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

2. 主な修正内容

周辺監視区域境界及び敷地境界の変更

「別図-3 原子力科学研究所敷地周辺の放射線測定設備」、「別図-4 原子力防災資機材の保管場所」、「別図-5 緊急時対策所(現地対策本部)及び事故現場指揮所」、「別表-1 原災法に係る対象施設」について、日本原子力発電(株)の防潮堤(北部西側区間)の設置工事に伴い、原子力科学研究所の周辺監視区域境界及び敷地境界を変更する。

3. 今後の予定

- (1) 地方公共団体(茨城県、東海村)への事前説明 9月9日頃
- (2) 地方公共団体への協議依頼
 - 9月14日頃
- (3) 周辺監視区域境界及び敷地境界の変更の施行
 - 11月中旬、原子力事業者防災業務計画(作成)修正届出書の提出

以上